平成２１年（フ）第２８６号
新潟県柏崎市宝町３番16―102号　ＤＵＫＥ　ＨＯＭＥＳＴＩ
債務者　和田よし子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
新潟県長岡市川崎４丁目335番地７
債務者　土田　浩子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第３４号
新潟県小千谷市東栄１丁目12番13号
債務者　蓬田　友一
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
静岡県駿東郡長泉町下土狩430番地の12
債務者　東　紀美江
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５３号
岡山県倉敷市粒江1199番地２
債務者　稲見　一美
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４０６５号
札幌市厚別区大谷地東３丁目４番３―1309号、住民票上の住所札幌市豊平区平岸１条７丁目３番６―407号
債務者　山田　正晃
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３１５号
札幌市白石区東札幌２条３丁目７番22号　コーポアカシア307号
債務者　庄木　侑佳
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３４８号
札幌市中央区南10条西13丁目２番１号　ノーザンヒルズ南10条702号
債務者　松原　久朋
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３５４号
札幌市清田区平岡４条６丁目５番１号
債務者　佐藤　明美
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３６２号
北海道北広島市大曲南ヶ丘３丁目２番地４
債務者　佐藤　達也
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３７１号
札幌市手稲区星置１条３丁目６番２―105号
債務者　佐々木桜子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３９０号
札幌市豊平区福住１条３丁目12番６―302号
債務者　山田　桃子（旧姓白野・小椋）
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４号
札幌市厚別区厚別西３条２丁目１番15号　メイユールＳＡＴＯＨ―103
債務者　東　　美雪
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９号
札幌市中央区大通西16丁目１番地15　カーサ医大前502号
債務者　小田　昭雄
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０号
札幌市中央区大通西16丁目１番地15　カーサ医大前502号
債務者　小田　清子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５６号
札幌市清田区里塚１条４丁目８番４―505号
債務者　伊藤　　努
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７１号
北海道千歳市信濃２丁目31番18号
債務者　金子美佐枝
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０７号
札幌市白石区本郷通７丁目南３番25号　ハイツ由美102号
債務者　市川　晴正
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部